

市・道民税の特別徴収

年金からの天引きが始まります

6月号でもお知らせしましたが、10月支給分の公的年金から市道民税(住民税)を特別徴収(天引き)いたします。年金からの特別徴収対象者につきましては、6月に送付しています納税通知書の2枚目に、特別徴収税額(天引きされる額)などを記載していただきますのでご確認ください。

対象となる方

◆4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給されている方(昭和19年4月2日以前に生まれた方が対象です)

対象とならない方

◆公的年金(遺族年金、障害年金を除く)の年額が18万円未満の方
◆特別徴収される住民税額が

老齢基礎年金等の額を超える方

◆介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されていない方

対象となる税額

◆年金所得の金額から計算した住民税額のみ

年金からの特別徴収が中止となる場合

◆確定申告等で市道民税が変更された方

◆年度途中で赤平市外へ転出された方

◆年度途中で死亡された方(後日、御遺族の方に納付書を送付)

◆年金の支給停止が発生した方

※年金からの特別徴収が出来る

なくなりましては、残りの税額分につきましては、後日送付します納付書(又は口座振替)により、納めていただく事になります。

◆この公的年金特別徴収制度は、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が対象となっており、本人の選択による変更はできません。

◆給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの天引きか、納付書(または口座振替)により納めていただく事になります。

◆この制度は、住民税のお支払い方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

問合せ 税務課市税係

☎ 32-2219 (直通)

赤平市市税等収納向上対策本部

園児のための保育料

赤平幼稚園は、市からの支出と幼稚園保育料などの保護者負担によって運営されています。貴重な財源である幼稚園保育料が納入されないこと、子どもたちの安心・安全な幼稚園生活に支障をきたしかねません。教育委員会では、納めている方と納めていない方との不公平感の解消と、幼稚園の安定した運営を維持するため、徴収の強化と入園・通園の制限を行っております。過去に兄弟が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。

また、入園後3カ月以上滞納した場合や、幼稚園保育料に限らず市税・使用料等の滞納によって特定滞納者に認定された場合は、条例・規則により退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。さらに、卒園後も催告に応じない不誠実な保護者に対しては特定滞納者の認定を検討します。保護者の滞納により、何の責任もない子どもたちが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうした最悪の事態を避けるためにも、市税・使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

教育課学校教育係 ☎ 32-1822

■事務局
税務課納税係
☎ 32-2219

【市税・使用料の納付は便利・ 確実・安心な口座振替を！】

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、便利で安心な口座振替をおすすめします。手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

【納税・納付 相談について】

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

【今月の納税】 ▼納期 11月2日(月)まで

- 市道民税 第3期
- 国民健康保険税 第4期
- 介護保険料 第4期
- 後期高齢者医療保険料 第4期